

指定更新時の申請書類一覧【居宅サービス事業所】

別添2

番号	申請書類	申請する事業の種類														備考
		訪問介護	訪問入浴介護 (介護予防)	訪問看護 (介護予防)	訪問リハビリテーション (介護予防)	通所介護	短期入所生活介護 (介護予防)	短期入所療養介護 (介護予防)	特定施設入居者生活介護 (介護予防)	福祉用具貸与 (介護予防)	特定福祉用具販売 (介護予防)	居宅介護支援事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
1	指定更新申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第7号様式
2	指定に係る記載事項(付表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付表1～16
3	申請者登記事項証明書または条例等	◆	○	○	○	◆	◆	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	申請者(運営法人)の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	欠格事由に該当しない旨の誓約書(介護保険法第70条第2項関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式1
6	暴力団排除条例に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙
7	病院・診療所・薬局の使用許可証等の写し			●	●			●						○		
8	介護老人保健施設または介護医療院の開設許可証の写し				●			●								
9	特別養護老人ホームまたは本体施設の認可証、診療所開設許可証等の写し						●					○				
10	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(更新申請書提出直近の給料支払月と、その3ヶ月前の支給月分の2ヶ月分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式2
11	当該事業所・施設に係る組織体制図(複数の事業を実施しており、従業者が兼務している場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	管理者の経歴書(受講を要する研修がある場合は受講修了証の写しを添付)											○				参考様式3
13	サービス提供責任者の経歴書(要件を満たしていることが確認できる資料を添付)	◆														参考様式3
14	介護支援専門員一覧表、介護支援専門員証の写し								○			○	○	○	○	参考様式4
15	従業者の資格証・登録証の写し	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	従業者の雇用契約書または雇入通知書の写し	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	従業者の賃金台帳の写し(10番の勤務形態一覧表と同じ月の2ヶ月分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(窓口担当者名等を明記したもの)	◆	○	○	○	◆	◆	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6
20	損害保険証書等の写し	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	事業計画書 ※利用者へのサービス計画、研修計画、年間行事予定計画書等	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約書の写し		○				◆		○			○	○		○	
24	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容										○					参考様式7
25	福祉用具の保管及び消毒の方法、一覧表(他に委託する場合はその状況)									○	○					
26	事業所・施設の案内図、平面図、写真(写真の方向、位置番号が付けられたもの)	◆	○	○	○	◆	◆	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式8
27	居室面積等一覧表(各面積等の算出根拠等)							○	○	○			○	○	○	参考様式9
28	設備・備品に係る一覧表	◆	○	○	○	◆	◆	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式10
29	併設する施設の概要											●	●	●	●	参考様式11
30	施設の共用の場合の利用計画												○		○	参考様式12
31	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等								○							参考様式13

注 (1) ○:必ず添付する書類 ●:該当する事業所のみ添付する書類 ▲:みなし指定でない事業所のみ添付する書類
◎:共生型サービスの場合は障害者福祉課に提出した書類の写しを添付 ◆:共生型サービスの場合は添付不要
(2) 医療みなしは申請の必要はありません。